

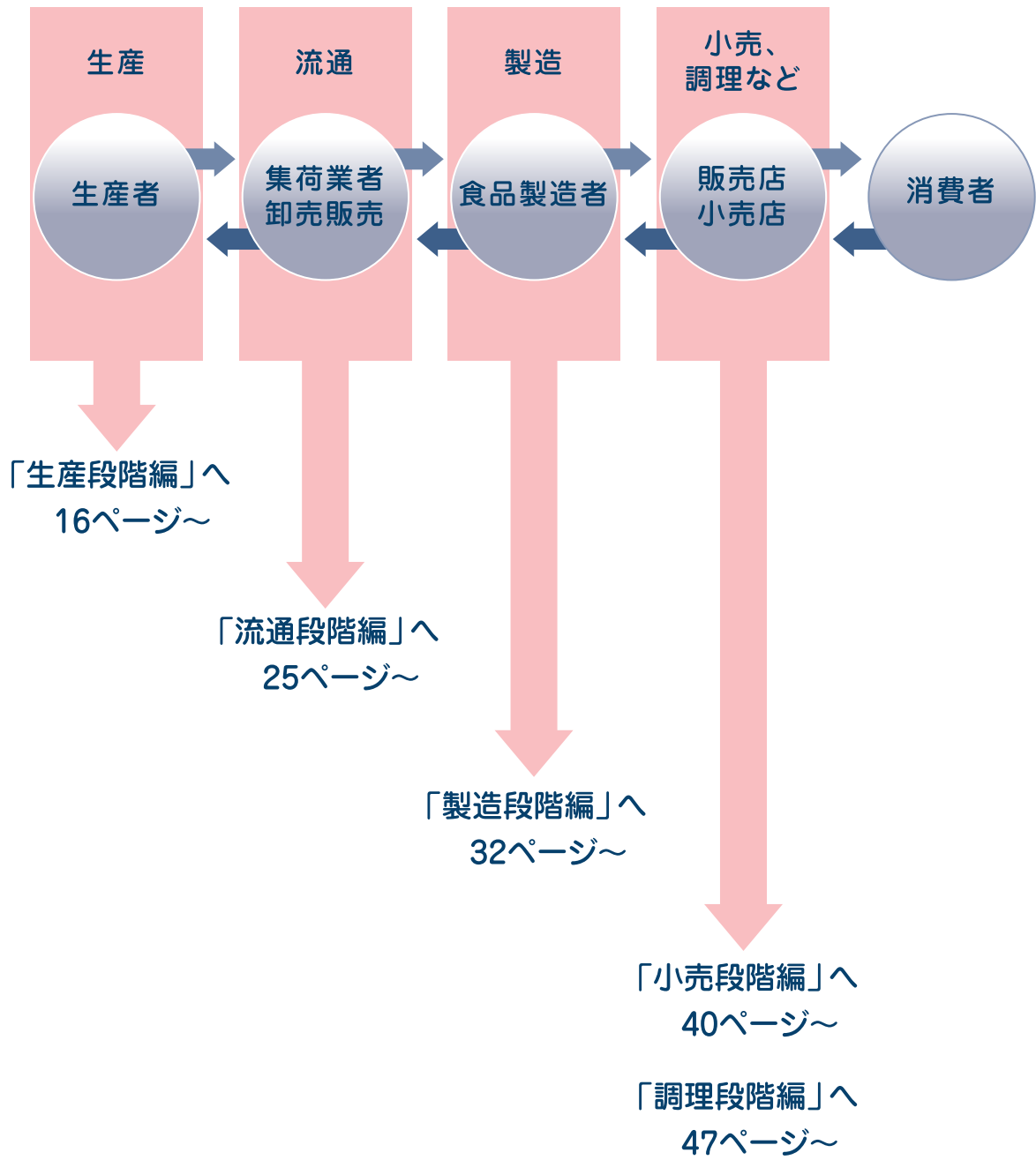
參考資料

このガイドラインは、取り扱う食品の品目ではなく生産から小売の各段階に着目し、「生産段階」「流通段階」「製造段階」「小売段階」「調理段階」の段階別に編集していますので、事業形態に応じて該当する部分をご活用ください。

「生産段階」	野菜などの栽培農家、畜産農家、漁業者、養殖業者など農畜水産物を生産される方を対象としています。
「流通段階」	集荷業者、卸売業者など、入荷（仕入れ）した食品を加工などすることなく他の食品関係事業者に出荷（販売）する事業者の方を対象としています。 ※生産者団体（農協や漁協など）が行っている生産物の受託販売業務は、「流通段階」に位置づけています。なお、農協や漁協などが行っている加工、小売、調理業務は、それぞれの段階を参照して下さい。
「製造段階」	入荷（仕入れ）品を原料として食品を製造（加工）し、出荷（販売）する事業者の方を対象としています。 なお、対面販売形態の事業者の方については、「調理段階」の方が活用しやすい場合もあります。
「小売段階」	最終消費者に食品の販売を行う事業者の方を対象としています。
「調理段階」	仕入れ品を原料として食品を調理し提供する飲食店などの事業者の方を対象としています。なお、弁当製造など、事業の形態、規模によっては「製造段階」の方が活用しやすい場合もあります。

まずは、ステップ1を基本に、できるところから、少しずつ取り組みましょう。







生産段階（農畜水産物）



ステップ1 出荷の記録を管理・保管しましょう。

1. 出荷についての書類や伝票（荷受伝票、仕切書、受渡票、荷受書）があるか確認しましょう。
2. 書類や伝票に、①いつ(日付) ②どこへ(相手先) ③何を(品目) ④どれだけ(数量)、という4つの項目が記載されているか確認しましょう。
3. 4つの項目が全て記載された書類や伝票は、整理して保管しておきましょう。

☆農協などへ出荷する場合で、荷受伝票などが交付されるのであれば、その伝票を保管することで記録に代えることもできます。

☆漁協や買受人へ出荷（セリ、入札、相対）する際に、「仕切書」や「請求書」が交付されるのであれば、その伝票を保管することで、記録に代えることもできます。

4. 4つの項目のうち、足りないものがあれば、手書きで追加するようにしましょう。
5. 書類や伝票が無い場合は、ノート、帳簿やコンピューターなどで記録し、管理しましょう。
6. すぐに記録が出せるように常に整理しておきましょう。伝票の場合は、日付順や出荷先ごとに保管しておくなどの工夫が必要でしょう。



生産履歴記帳とトレーサビリティとの違い

「生産履歴記帳」とは、農畜水産物（※）の栽培・飼育状況や肥料・農薬・飼料・動物用医薬品などの使用状況を記録するものです。これは、農畜水産物の適切な生産管理を目的としています。

「トレーサビリティ」とは、食品（農畜水産物）の移動を把握するだけのものであり、「生産履歴記帳」とは異なります。

生産履歴に関する情報の活用については、24ページを参照してください。

※水産物は養殖魚介類対象。

【記録する内容など】

項目	記録する内容	具体例	
いつ (日付)	出荷日	平成〇年〇月〇日	
どこへ (相手先)	出荷先の名称及び所在地 ※「所在地」は、一覧で整理しておく と、個々に住所まで記載する必要は ありません。	農	〇〇農協〇〇集荷場 〇〇商店(〇〇市〇〇) 〇〇直売所(〇〇市〇〇) 〇〇卸売市場(〇〇市〇〇)
		畜	〇〇食肉センター 〇〇食鳥処理場 〇〇GPセンター 〇〇酪農協
		水	〇〇漁協〇〇荷さばき所 〇〇地方卸売市場 〇〇商店(〇〇市〇〇) 〇〇直売所(〇〇市〇〇)
何を (品目)	品名(品種名)	農	コシヒカリ レタス いちご(章姫) ぶどう(パリ-A)
	品種名・銘柄名	畜	和牛、乳雄、F1 〇〇ポーク 〇〇地鶏 赤玉子、白玉子
	品名(魚種名)	水	たい、ひらめ まだこ、てながだこ イカナゴ 雑魚
どれだけ (数量)	袋数・箱数・重量	農	〇袋(〇kg/袋) 〇箱(〇kg/箱、〇個/箱)
	頭数・羽数・箱数・重量	畜	〇羽、〇頭 〇箱(〇kg/箱)
	カゴ数・重量・尾数	水	〇カゴ(〇kg/カゴ) 〇尾

【荷受伝票記載例】

仕切書、受渡票、荷受書と表記されているものもあります。
納品書や送り状でもかまいません。

荷 受 伝 票

伝票番号 No. 1

出荷年月日	平成 21 年 8 月 1 日
出 荷 者	兵庫 太郎
品 目	* * * * *
数 量	* * 箱
等 級	* *

〇〇〇〇協同組合

〇〇市〇〇町〇〇

tel 〇〇〇-〇〇〇-〇

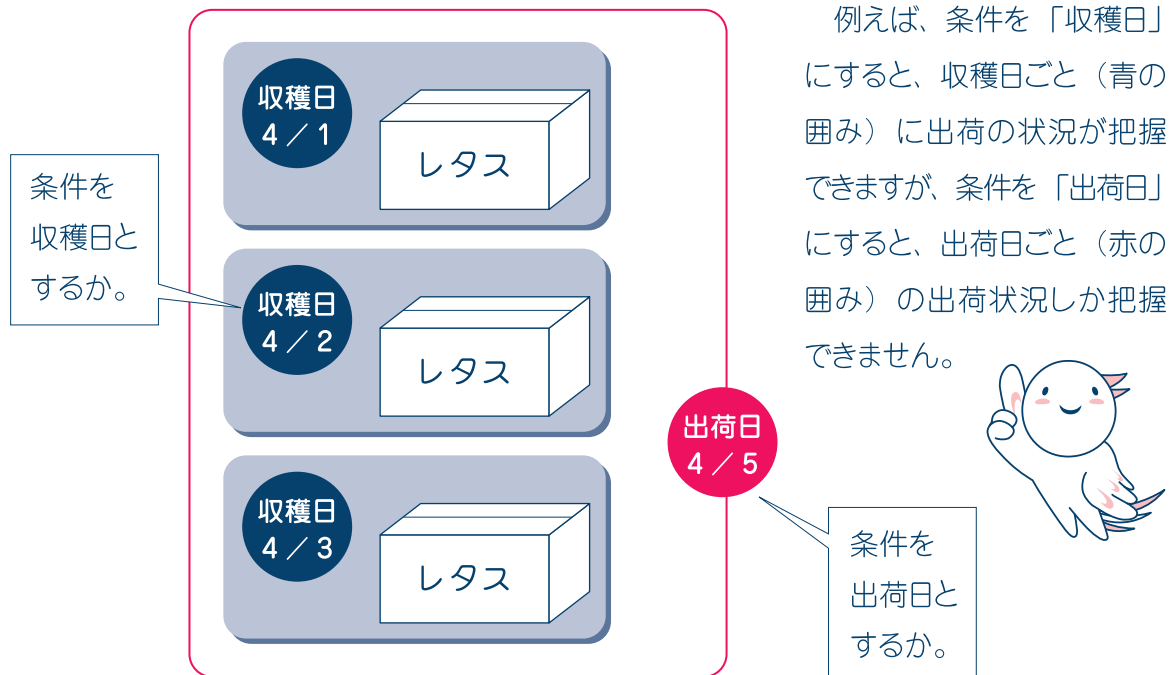
ステップ2 ロット管理を行きましょう。



ロットとは

ここでいう「ロット」とは、「同一の条件下において、生産された農畜水産物のまとまり」のことをいいます。

「同一の条件」は、栽培・飼育状況、漁獲方法や農畜水産物の出荷形態などにより、生産者自らが決めるものです。設定する条件により、ロットは大きくも小さくもなります。



1. 出荷までの栽培・飼育の流れを整理し、ステップ1の基本情報以外に、どのような情報が利用できるかを整理しましょう。(p20～21の表を参照)
2. どの情報を使ってロットを形成するのがよいか、自分なりのルールを決めましょう。(=ロットの定義)
自らの管理状況や出荷形態などにより、ルールを決めましょう。
3. 出荷した農畜水産物のロットが識別できるように、ロットごとに番号や記号を付けましょう。(=ロット番号の決定)

4. ロット管理するために必要な情報は記録し、保管しておきましょう。記録は、ステップ1と同様に、伝票（荷受伝票、仕切書、受渡票、荷受書）でも、帳簿でもかまいません。
5. 書類または伝票（荷受伝票、仕切書、受渡票、荷受書）及び出荷品に、ロット番号を貼付または記録し、出荷品と手元に残る書類もしくは伝票が、ロット番号で相互に結び付くようにしておきましょう。

【ロットを形成するために整理する項目例】

	流れ	整理する項目例		具体例
農 産 物	栽培	ほ場		ほ場番号 地番 ハウス番号
		品名（品種名）	ステップ 1	コシヒカリ レタス いちご（章姫） ぶどう（ハリ-A）
	収穫	収穫日		平成〇年〇月〇日
	出荷	出荷日	ステップ 1	平成〇年〇月〇日
		生産者		生産者番号 1
		出荷先	ステップ 1	〇〇農協〇〇集荷場 〇〇商店（〇〇市〇〇） 〇〇直売所（〇〇市〇〇） 〇〇卸売市場（〇〇市〇〇）
畜 産 物	飼育	畜舎・畜群		牛舎、豚舎、鶏舎 No.〇〇 牛房、豚房 No.〇〇 肉豚群、鶏群 No.〇〇
		出荷時の 日齢・月齢		8 2 日齢 3 1 ヶ月齢
		品種名・銘柄名	ステップ 1	和牛、乳雄、F 1 〇〇ポーク 〇〇地鶏 赤玉子、白玉子
	出荷	出荷日	ステップ 1	平成〇年〇月〇日
		出荷先	ステップ 1	〇〇食肉センター 〇〇食鳥処理場 〇〇G Pセンター 〇〇酪農協

	流れ	整理する項目例		具体例
水産物	漁獲	漁獲日		平成〇年〇月〇日
		海域		大阪湾・播磨灘・紀伊水道 日本海
		品名（魚種名）	ステップ 1	たい、ひらめ まだこ、てながだこ イカナゴ 雑魚
		漁獲者名 船名		兵庫 太郎 HG3-〇〇〇〇〇（漁船登録番号）
	飼育	イカダ 飼育池 飼育水槽		イカダNo.〇〇 飼育池No.〇〇
		品名（魚種名）	ステップ 1	たい、ひらめ
		水揚日		平成〇年〇月〇日
		飼育者名 飼育場名		飼育場番号
	出荷	出荷日	ステップ 1	平成〇年〇月〇日
		出荷先	ステップ 1	〇〇漁協〇〇荷さばき所 〇〇地方卸売市場 〇〇商店（〇〇市〇〇） 〇〇直売所（〇〇市〇〇）

※この表の項目を全て記録する必要はありません。

※ステップ1の項目に加えて、ロットを作るために必要な項目のみを記録・保管しましょう。

【ロットの定義及び番号の決定】

（例示：農産物） ロットの定義：同じ生産者＋同じ収穫日

ロット番号：1－090412

（生産者番号）

（収穫日）

1

－

2009年4月12日

（例示：畜産物） ロットの定義：鶏舎番号、銘柄名、日齢

ロット番号：02－□□60

（鶏舎番号）

（銘柄名）

（日齢）

02

－

□□

60

(例示：水産物①) ロットの定義：同じ漁獲日+同じ漁獲者 (例・兵庫太郎)

ロット番号：HT090412

(漁獲者)

(漁獲日)

HT (氏名のイニシャル)

2009年4月12日

(例示：水産物②) ロットの定義：同じ飼育場+同じ年齢+同じ水揚日

ロット番号：02-3-090412

(飼育場番号)

(年齢)

(水揚日)

02

-

3

- 2009年4月12日

【荷受伝票記載例】

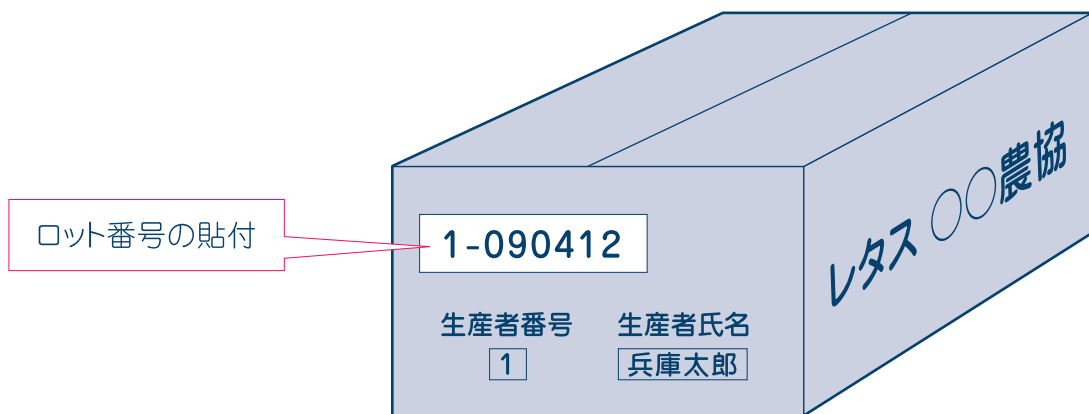
荷 受 伝 票		伝票番号 No. 1
年 月 日	平成 21 年 4 月 13 日	
出 荷 者	兵 庫 太 郎	
品 目	* * * * *	
数 量	* * 箱	
等 級	* *	

収穫日 平成 21 年 4 月 12 日
生産者番号 1
ロット番号 1-090412

〇〇〇〇協同組合
〇〇市〇〇町〇〇
tel 〇〇〇-〇〇〇-〇

▼ステップ1で整理した、4項目

▼ステップ2で整理した、ロットを構成するために必要な情報とロット番号がこの伝票の中でつながっているため、どのロットがどこへ出荷されたのかが、この伝票を見るとわかるようになっています。



ステップ3

※生産段階（農畜水産物）は、出荷記録のみの管理のため、入荷のロットと出荷のロットを結び付けるためのステップ3（内部トレーサビリティ）はありません。

トレーサビリティの活用方法

【出荷情報と栽培・飼育情報の結び付け】

各自で記録している生産履歴情報（栽培記録・飼育記録）とステップ1及び2のトレーサビリティの情報を結び付けることにより、速やかな情報開示が可能となります。

（農産物の場合 例示）

- ① 栽培記録をほ場番号ごとに整理しておく。
- ② 出荷に関する書類（荷受伝票、仕切書、受渡票、荷受書）及び栽培記録にほ場番号を記載する。
- ③ 出荷した農産物の情報（ステップ1及び2で整理した情報）と栽培記録を、ほ場番号で対応づける。

※畜産物や養殖魚介類の場合は、上記の「ほ場番号」が、「畜舎番号」、「畜群番号」、「イカダ番号」、「飼育池番号」、「飼育水槽番号」などになります。

伝票を介して、出荷した農産物と栽培記録が結び付けられます。

このことにより、後々、出荷した農産物がどのように栽培されていたのかを速やかに情報開示することが可能となります。

